骨髄移植その他の理由による

志木市任意予防接種補助事業のご案内

志木市では令和2年4月1日から志木市任意予防接種の補助事業を開始いたしました。

補助対象者以下の要件を満たす場合が対象となります

- (1) 予防接種を受ける者が志木市に住所を有していること。
- (2) 満20歳に達する前に任意の予防接種を受けていること。
- (3) 骨髄移植手術、その他の理由により接種済の定期予防接種の効果が期待できない旨 医師の判断を受けていること。
- (4)接種済の定期予防接種の回数及び接種間隔が、予防接種実施規則の規定を超えていないこと。

補助対象予防接種 以下の要件を満たす場合が対象となります

- (1) 予防接種法に規定されている A 類疾病に係るものであること。
- (2) 予防接種実施規則に規定するワクチンに該当するものであること。

補助金額

補助金額は、予防接種の費用として支払った額になります。

申請手続き(予防接種を受ける前)

提出書類

- 1 志木市任意予防接種実施依頼書申請書(様式第1号)
- 2 志木市任意予防接種に係る理由書(様式第2号)
- 3 母子健康手帳における予防接種の記録の部分(写し) 又は予防接種の記録がわかるもの(写し)

申請手続き(予防接種を受けた後)

提出書類

- 1 志木市任意予防接種補助金交付申請書(様式第5号)
- 2 志木市任意予防接種補助金交付請求書(様式第7号)
- 3 医療機関が発行する領収書(原本又は写し)
- 4 予防接種予診票又は接種済証の写し(接種医及び保護者等の記載がされているもの)
- 5 補助金の振込を希望する金融機関の口座名義及び口座番号が分かるものの写し
- 6 印鑑

(1) 書類の入手方法

志木市健康増進センターの窓口で配布している他、志木市ホームページからダウンロードできます

(2) 書類の提出について

志木市健康増進センターの窓口へ直接申請をしてください 受付時間:8時30分から17時15分

(3) その他

予防接種を受ける前にも手続きが必要となりますので、ご注意ください

《問合せ》

志木市健康増進センター 志木市幸町三丁目4番70号 TELO48-473-3811 FAXO48-476-7222

Email: hoken-s@city.shiki.lg.jp